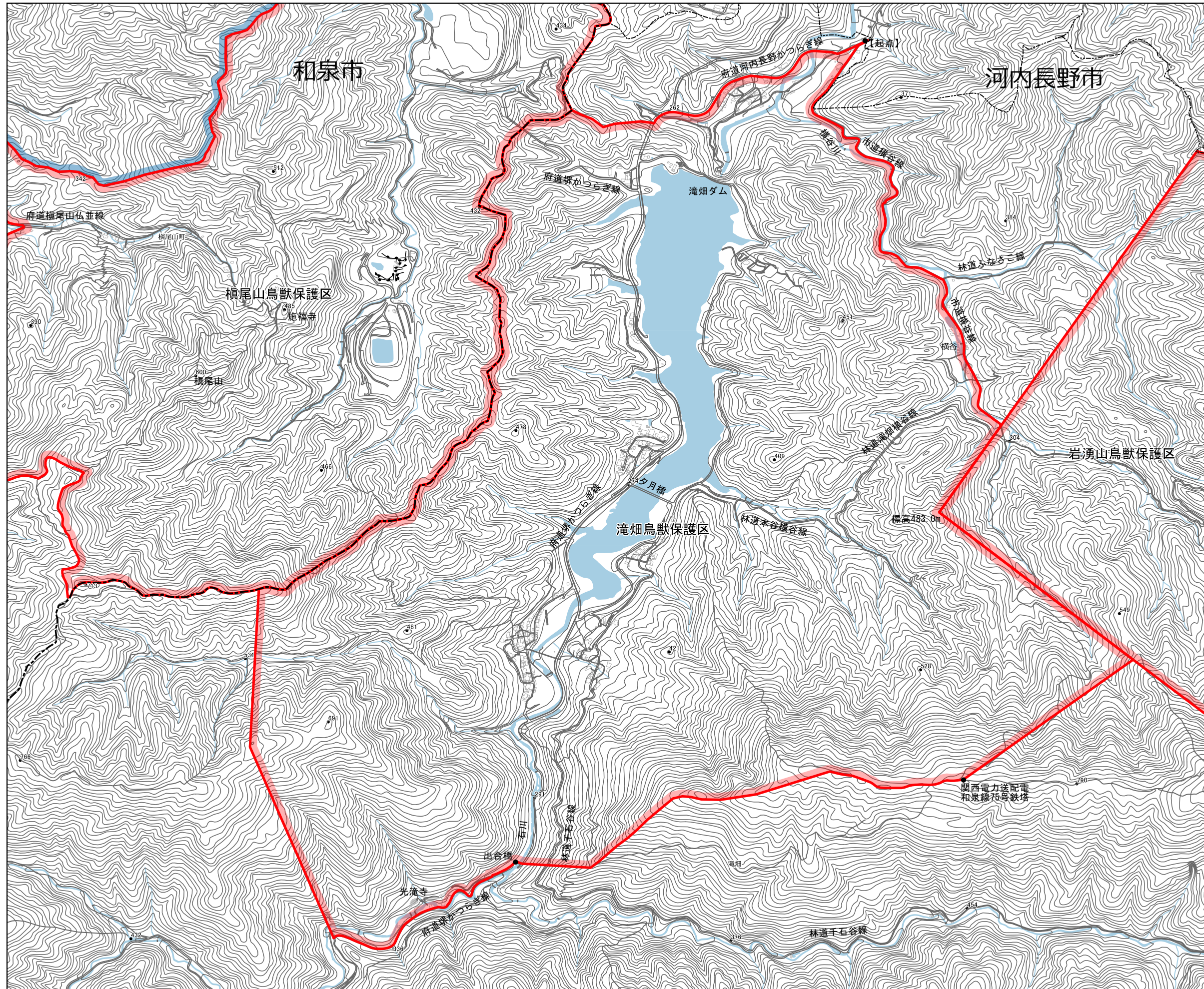


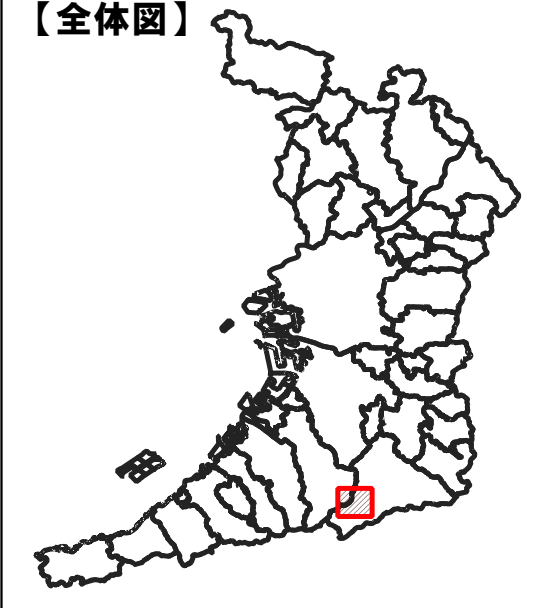
14 滝畑鳥獣保護区

1:10,000

0 250 500 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

市道横谷線と府道河内長野かつらぎ線の交点を起点とし、同市道を南進し、岩湧山頂の北西方の標高483.0メートルの山頂と一徳防山頂を直線で結んだ線と市道の交点に至り、同点から岩湧山頂の北西方の標高483.0メートルの山頂に至り、同点から直線で同点と岩湧山頂を結んだ線と関西電力株式会社和泉線との交点に至り、同点から関西電力株式会社和泉線の線下を関西電力株式会社和泉線75鉄塔に至り、同点から峰づたいに西進し林道千石谷線との交点に至り、同点から直線を出合橋に至り、同橋から府道堺かつらぎ線を西進し、上山索道の起点に至り、同索道の線下を北進し、同索道の終点に至り同点から直線で約300メートル北進し、和泉市と河内長野市との境界線上にある山頂(標高707.8メートル)に至り、同点から和泉市と河内長野市との境界線を北進し標柱に至り、同点から峰づたいに約130メートル東進し標高370メートルの山頂に至り、同点から直線で滝畑第二隧道の大阪方面出口に至り、同点より府道河内長野かつらぎ線を東進し起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。